

漫湖公園鏡原側 Park-PFI 事業公募設置等に係る基本協定書
(案)

令和●年●月
那覇市

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	1
第3条 (事業区域、事業内容及び手続き等)	2
第4条 (事業期間)	2
第5条 (資金調達)	3
第6条 (公募設置等計画の変更)	3
第7条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策)	3
第8条 (本施設の設計及び整備に伴う各種調査)	3
第9条 (公園協議会等との連携)	3
第10条 (公租公課)	4
第11条 (関係事業者との連携)	4
第2章 特定公園施設の設計・整備	4
第12条 (設計)	4
第13条 (設計の変更)	4
第14条 (特定公園施設の設置許可)	4
第15条 (工事責任者の設置)	5
第16条 (施工計画書等)	5
第17条 (工事)	5
第18条 (特定公園施設整備にかかる第三者への損害賠償保険)	5
第19条 (説明及び立合いの要求)	5
第20条 (完了検査)	6
第21条 (公園管理者による完了検査確認通知書の交付)	6
第22条 (工事期間の変更)	6
第23条 (工事の一時中止)	6
第24条 (工事の一時中止による費用等の負担)	6
第25条 (工事中に第三者に与えた損害)	6
第3章 特定公園施設の譲渡	7
第26条 (特定公園施設の譲渡)	7
第27条 (契約不適合責任)	7
第4章 特定公園施設の維持管理	7
第28条 (特定公園施設の維持管理協定)	7
第29条 (特定公園施設(遊具広場及びびくじら広場を除く。)の管理許可)	8
第30条 (維持管理及び管理運営)	8
第31条 (許可の更新)	8

第 32 条	(許可の取消し)	8
第 5 章	公募対象公園施設の設計・整備	9
第 33 条	(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)	9
第 34 条	(設計)	9
第 35 条	(設計の変更)	9
第 36 条	(公募対象公園施設の設置許可)	9
第 37 条	(工事責任者の設置)	9
第 38 条	(施工計画書等)	10
第 39 条	(工事)	10
第 40 条	(公募対象公園施設整備にかかる第三者への損害賠償保険)	10
第 41 条	(説明及び立合いの要求)	10
第 42 条	(報告事項)	10
第 43 条	(完了検査)	11
第 44 条	(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)	11
第 45 条	(工事期間の変更)	11
第 46 条	(工事の一時中止)	11
第 47 条	(工事の一時中止による費用等の負担)	11
第 48 条	(工事中に第三者に与えた損害)	11
第 49 条	(保証金等)	12
第 6 章	公募対象公園施設の管理運営	12
第 50 条	(便益施設の設置許可等手続き)	12
第 51 条	(使用料の納付)	13
第 52 条	(維持管理及び管理運営)	13
第 53 条	(許可の更新)	13
第 54 条	(改善命令)	14
第 55 条	(許可の取消し)	14
第 7 章	利便増進施設の設置及び管理	14
第 56 条	(利便増進施設の設置及び管理)	14
第 8 章	認定計画提出者の責務と行為の制限	14
第 57 条	(乙の遵守事項)	14
第 58 条	(維持管理・運営等)	15
第 59 条	(安全対策及び事故、災害等への対応)	15
第 60 条	(行為の制限)	15
第 61 条	(私権の制限)	16
第 62 条	(第三者の使用)	16
第 63 条	(委託の禁止等)	17

第9章 事業実施にあたっての負担区分	17
第64条 (リスク分担及び 不可抗力による損害等)	17
第65条 (損害賠償等)	18
第66条 (第三者に与えた損害)	18
第67条 (地震等による損害)	18
第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等.....	18
第68条 (事業の報告及び評価)	18
第69条 (事業内容の変更、一時中止等)	18
第70条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)	19
第11章 協定の解除等.....	19
第71条 (甲による協定の解除等)	19
第72条 (甲乙の合意による協定の解除等)	20
第73条 (協定の解除等の公表)	20
第12章 原状回復の義務.....	20
第74条 (原状回復の義務)	20
第13章 補則.....	21
第75条 (届出義務)	21
第76条 (著作権の使用)	22
第77条 (特許権等の使用)	22
第78条 (協定上の地位の譲渡)	22
第79条 (秘密保持)	23
第80条 (個人情報の保護)	23
第81条 (計算単位)	23
第82条 (通知先)	23
第83条 (管轄裁判所)	23
第84条 (補則)	24

漫湖公園鏡原側 Park-PFI 事業公募設置等に係る基本協定書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、漫湖公園鏡原側における公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 （目的）

本協定は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）（以下「法」という。）及び那覇市公園条例（昭和 45 年条例第 6 号）（以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、「漫湖公園鏡原側 Park-PFI 事業公募設置等指針（以下「設置等指針」という。）」を受けて、乙が提案した「漫湖公園鏡原側 Park-PFI 事業公募設置等計画（以下「公募設置等計画」という。）」に基づき、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 （定義）

本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置等指針とは、甲が公表した公募設置等指針、様式集、資料、図面等、質問回答書の書類をいう。
- (2) 公募設置等計画とは、乙が設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類をいう。
- (3) 公募対象公園施設とは、乙が設置・所有して管理する便益施設及び当施設に付帯する設備、その他の施設をいう。
- (4) 特定公園施設とは、本事業の対象として設置等指針に基づき、公募設置等計画により提案を行った公募対象公園施設及び利便増進施設を除く公園施設をいう。
- (5) 利便増進施設とは、本事業の対象として設置等指針に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が占有物件として設置できる地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔等であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。
- (6) 設置許可とは、甲が、法第 5 条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で公園施設を設置し、管理することを認め、与える許可をいう。
- (7) 管理許可とは、甲が、法第 5 条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内の公募対象公園施設に付随する部分の公園施設を管理することを認め、与える許可をいう。
- (8) 特定公園施設無償譲渡契約とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。

第3条 (事業区域、事業内容及び手続き等)

乙は、那覇市鏡原町10番27に位置する漫湖公園の別図に示す事業区域(以下「事業区域」という。)において、設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本基本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設の設計・整備業務及び管理運営業務
- (2) 特定公園施設の設計・整備業務、譲渡及び管理運営業務(一部)

2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務着手前に必要な手続き
公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務	公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	公募対象公園施設の設置許可の取得
特定公園施設の整備業務	特定公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	特定公園施設の設置許可の取得
特定公園施設の譲渡業務	特定公園施設の譲渡契約の締結
特定公園施設(一部)管理運営業務	特定公園施設(一部)の維持管理協定の締結
	特定公園施設(一部)の管理許可の取得
利便増進施設の設置及び維持管理	利便増進施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	利便増進施設の占用許可の取得

第4条 (事業期間)

本協定の有効期間(以下「事業期間」という。)は、本協定締結日から第75条に定める原状回復が完了するまでとし、原則として別紙●の事業日程に従って実施するものとする。

- 2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。
 - (1) 設置許可及び管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合
 - (3) 事業を途中で中止する場合
- 3 前項の規定にかかわらず、乙の責に帰する事由なく、設置等指針及び公募設置等計画に定める事業スケジュールが遅延することが判明した場合、事業期間の変更については、必

要に応じて甲乙で協議するものとする。

第5条 (資金調達)

本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

第6条 (公募設置等計画の変更)

乙は、認定を受けた公募設置等計画をやむを得ず変更する必要がある場合は、甲と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限り、甲の承諾を得て変更することができるものとする。この場合、変更事項に応じて、本協定を変更するものとする。

第7条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

乙は、整備工事の着手前に、自らの責任と費用負担において、周辺の安全及び環境に対して本事業が支障なく施工されるよう努めるものとする。甲は、必要と認める場合には、乙が行う周辺の安全及び環境対策に協力するものとする。

- 2 乙は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の本施設に係る工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲と乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。
- 3 周辺の安全及び環境対策の結果、本施設の完成の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合には、甲と乙は協議を行うものとする。
- 4 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた費用及び損失（周辺の安全及び環境対策の結果、整備完了予定日が変更されたことによって費用が増加した場合における当該増加した費用を含む。）については、乙が負担するものとする

第8条 (本施設の設計及び整備に伴う各種調査)

本事業の設計及び整備工事に必要な測量や地質調査等の各種調査や法令等に基づく手続きについては、乙の責任及び費用負担により実施するものとする。

- 2 乙は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

第9条 (公園協議会等との連携)

乙は、公募対象公園施設の運営と同時に設置される予定の（仮称）漫湖公園協議会に参加するものとする。

- 2 乙は、事業期間を通じ、甲、（仮称）漫湖公園協議会や第三者等と必要な調整を行い、

漫湖公園で行われるイベント等との連携に配慮するものとする。

第 10 条 （公租公課）

本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第 11 条 （関係事業者との連携）

甲は、本事業と他の本市事業が近接する場合、必要に応じて、調整を行うものとし、この場合において、乙は、甲の調整に従い、円滑な事業遂行に協力するものとする。

- 2 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、漫湖公園内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

第 2 章 特定公園施設の設計・整備

第 12 条 （設計）

乙は、本協定締結日から速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、特定公園施設に関して、設置等指針、公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書等を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、乙に対し、特定公園施設の設計の状況について、随時報告を求めることができる。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 6 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合、乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 13 条 （設計の変更）

甲は、第 12 条第 2 項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

第 14 条 （特定公園施設の設置許可）

乙は、公募対象公園施設整備工事着手までに、公園施設設置許可申請書を甲に提出し、甲から設置許可を受けなければならない。

- 2 本条の許可に係る公園使用料は、免除することとする。

第 15 条 （工事責任者の設置）

乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

第 16 条 （施工計画書等）

乙は、特定公園施設の整備工事着手前に特定公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した施工計画書（以下「特定公園施設施工計画書」という。）を作成し、甲に提出し、甲から承認を受けるものとする。また、甲及び乙は、協議の上で、これを修正することができる。

- 2 乙は、工事期間中の施工管理、安全管理、工程管理等を記載した施工体制表を作成し、甲に提出するものとする。また、甲及び乙は、協議の上、これを修正することができる。

第 17 条 （工事）

乙は、第 12 条第 2 項に定める設計図書（以下「特定公園施設設計図書」という。）の承諾を受けた後、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

- 2 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事着工届を甲に提出しなくてはならない。
- 3 乙は、特定公園施設設計図書及び特定公園施設施工計画書に基づき、特定公園施設整備工事を行うものとする。
- 4 工事实施に当たり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙の責任において行うものとする。
- 6 乙は、特定公園施設の整備工事を完了したときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

第 18 条 （特定公園施設整備にかかる第三者への損害賠償保険）

乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

第 19 条 （説明及び立合いの要求）

甲は、特定公園施設の整備状況、その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立合いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立合いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱している

ことが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

第20条 (完了検査)

甲は工事完了後、乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。この場合において、乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

第21条 (公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

甲は、第20条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

第22条 (工事期間の変更)

乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

第23条 (工事の一時中止)

甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部または一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

第24条 (工事の一時中止による費用等の負担)

甲は、前条による工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき場合又は不可抗力若しくは法令等の変更によるものである場合を除き、乙が工事の再開に備え工事現場を維持するため及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に起因する合理的な増加費用若しくは損害の全部又は一部を負担するものとする。

第25条 (工事中に第三者に与えた損害)

乙が特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の譲渡

第26条 (特定公園施設の譲渡)

乙は、第20条に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、乙の負担により整備した公園施設を、甲に対して、無償で譲渡し、引き渡すものとする。

- 2 甲と乙は、特定公園施設の建設にかかる工事の着手前に、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。
- 3 前項の特定公園施設譲渡契約の内容は、公募設置等計画の提案に基づき、甲と乙が協議し、定めるものとする。

第27条 (契約不適合責任)

甲は、引き渡された特定公園施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、追完に係る代金を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに追完に係る代金を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項の請求することができる期間は、●年間とする。

第4章 特定公園施設の維持管理

第28条 (特定公園施設の維持管理協定)

乙は、特定公園施設の供用開始日1か月前までに、特定公園施設(遊具広場及びくじら広場を除く。)について、甲と維持管理協定を締結し、維持管理を行うものとする。

- 2 維持管理協定書には、次の事項を記載した「特定公園施設維持管理計画書」を添付しなければならない。

- (1) 年間維持管理計画
 - ①清掃、除草など、美観の保持
 - ②安全対策（防火、防犯、防災など）
 - ③環境対策（交通渋滞、騒音、振動、光害対策など）
 - (2) 緊急時の体制及び対応
 - (3) その他、良好な維持管理に関すること
- 3 本条の協定の期間は、公募対象公園施設の設置許可期間とする。

第 29 条 （特定公園施設（遊具広場及びくじら広場を除く。）の管理許可）

乙は、甲より管理許可を受け、特定公園施設（遊具広場及びくじら広場を除く。）の維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設（便益施設）の供用開始日までに、甲に対し、法令に基づく特定公園施設（遊具広場及びくじら広場を除く。）の管理許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 甲は、管理許可申請書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 4 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 5 本条の許可に係る公園使用料は、免除することとする。

第 30 条 （維持管理及び管理運営）

乙は、前条の規定による維持管理協定、特定公園施設維持管理計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理を行うものとする。

第 31 条 （許可の更新）

乙は、維持管理協定に基づき、協定の有効期間内において、許可の更新を申請しなければならない。この場合、乙は、許可期間満了の6月前までに再度許可申請を行い、許可を受けるものとする。

第 32 条 （許可の取消し）

甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第29条の許可を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が法その他法令または許可条件に違反した場合には、第29条の許可を取消し、またはその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は

その補償を行わないものとする。

第5章 公募対象公園施設の設計・整備

第33条 (公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)

公募対象公園施設の設置業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。

- 2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

第34条 (設計)

乙は、本協定締結日より速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、公募対象公園施設に関して、設置等指針、公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書等を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 設計にあたり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、乙に対し、公募対象公園施設の設計の状況について、随時報告を求めることができる。

第35条 (設計の変更)

甲は、第34条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

第36条 (公募対象公園施設の設置許可)

乙は、公募対象公園施設整備工事着手までに、公園施設設置許可申請書を甲に提出し、甲から設置許可を受けなければならない。

- 2 乙は、整備及び解体工事期間中における、本条の許可に係る公園使用料の免除を申請することができるものとする。

第37条 (工事責任者の設置)

乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・管理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

第 38 条 (施工計画書等)

乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に公募対象公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した施工計画書（以下「公募対象公園施設施工計画書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。また、甲及び乙は、協議の上で、これを修正することができる。

- 2 工事期間中の施工管理、安全管理、工程管理等を記載した施工体制表を作成し、甲に提出するものとする。また、甲及び乙は、協議の上、これを修正することができる。

第 39 条 (工事)

乙は、第 34 条第 2 項に定める設計内容の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

- 2 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事着工届を甲に提出しなくてはならない。
- 3 乙は、第 34 条第 2 項に定める設計図書及び公募対象公園施設施工計画書に基づき、公募対象公園施設整備工事を行うものとする。
- 4 工事実施に当たり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙の責任において行うものとする。

第 40 条 (公募対象公園施設整備にかかる第三者への損害賠償保険)

乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

第 41 条 (説明及び立合いの要求)

甲は、公募対象公園施設の整備状況、その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立合いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立合いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

第 42 条 (報告事項)

乙は、公募公園施設の整備工事を完了したときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

第 43 条 (完了検査)

甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。この場合において、乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

第 44 条 (公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

甲は、第 43 条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

第 45 条 (工事期間の変更)

乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

第 46 条 (工事の一時中止)

甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部または一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

第 47 条 (工事の一時中止による費用等の負担)

甲は、前条による工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき場合又は不可抗力若しくは法令等の変更によるものである場合を除き、乙が工事の再開に備え工事現場を維持するため及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に起因する合理的な増加費用若しくは損害の全部又は一部を負担するものとする。

第 48 条 (工事中に第三者に与えた損害)

乙が公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第 49 条 （保証金等）

乙は、本事業に係る使用料その他本事業から生じるすべての債務の担保として、次項に定める保証金等を、第 75 条に定める原状回復完了時まで無利息で甲に納付又は提供しなければならない。

2 前項に定める保証金等の納付又は提供は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとする。

（1）保証金の納付

（2）乙と保険会社との間の甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結

3 前項の保証金等の金額は、公募対象公園施設及び利便増進施設の撤去・処分費相当額とし、●●●●円とする。

4 乙は、公募対象公園施設の工事着手日までに甲へ納付又は提供しなければならない。

5 甲は、第 75 条に定める原状回復完了時、第 72 条及び第 73 条の定める協定の解除時、その他の事由による本事業の終了に際し、乙が甲に対して負う未払いの使用料、原状回復費用、その他の債務があれば当然に保証金等を充当し、残額を乙に返還する。

6 保証金等を前項の未払い債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちに当該不足額を本市に支払わなければならない。

7 乙は、保証金等をもって、本協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

第 6 章 公募対象公園施設の管理運営

第 50 条 （便益施設の設置許可等手続き）

乙は、第 36 条に定める設置許可に基づき、公募対象公園施設の管理運営を行うものとする。

2 公募対象公園施設の供用開始日の 1 か月前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

（1）運営計画

①運営方針

②運営形態

③安全対策（防火、防犯、防災など）

④環境対策（通渋滞、騒音、振動、光害対策など）

（2）年間維持管理計画

①維持管理方針

②清掃など美観の保持

③建築物、設備等保守、消防点検等

④巡視、点検

⑤警備、巡回（不法、迷惑行為、苦情要望への対応等）

- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4) 人員配置計画
- (5) 収支計画
- (6) その他、良好な管理運営に関すること
- (7) 事業内容の報告（更新申請時のみ）

- ① (1)～(6)に関する実施状況
- ② 施設関連内訳の実施状況
- ③ 資金調達計画の実施状況
- ④ 事業計画の実施状況

3 第36条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

第51条（使用料の納付）

乙は、公募設置等計画に基づき、提案した本条の許可に係る公園使用料（以下「使用料」という。）を甲に支払う。

- 2 乙は、第1項に規定する使用料を、甲が発行する納付書に基づき納付しなければならない。
- 3 甲は、条例の改正等により、設置許可使用料の単価を改定することができる。ただし、当該改定の際には、甲は乙の意見を聞く機会を設けるものとする。前項の規定により、設置許可使用料の単価を改定する場合は、甲は乙に対して書面により通知するものとする。
- 4 乙による使用料の支払いについて、那覇市公園条例に基づく支払期限に遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

第52条（維持管理及び管理運営）

乙は、第36条の規定による許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

第53条（許可の更新）

乙は、第36条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第69条第3項に定める事業評価等により、乙の管理運営または維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、1回に限り、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の6月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。

- 2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第69条第3項に定める事業評価により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

第 54 条 (改善命令)

甲は乙に対し、必要に応じ、公募対象公園施設について調査し、公共の場所にふさわしくないと認めた事項について改善を命ずることができるものとする。

第 55 条 (許可の取消し)

甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、都市公園法の定めるところに従い、第 36 条の許可を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他の関係法令の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が都市公園関係法令または許可条件に違反した場合には、第 36 条の許可を取消し、またはその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

第 7 章 利便増進施設の設置及び管理

第 56 条 (利便増進施設の設置及び管理)

利便増進施設の設置及び管理は、第 33 条から第 55 条、第 72 条の規定を準用して行うものとする。この場合について、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置許可」又は「設置許可又は管理許可」とあるのは「占用許可」に、「公園施設設置許可申請書」とあるのは「都市公園占用許可申請書」に、「設置許可期間」は「占用許可期間」に、「使用料」とあるのは「占用料」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。

第 8 章 認定計画提出者の責務と行為の制限

第 57 条 (乙の遵守事項)

乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、設置等指針、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、特定公園施設維持管理計画書、特定公園施設維持管理協定、第 29 条、第 36 条及び第 56 条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。

3 乙は、本事業における権利義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、承継させ、またはその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後にお

いても第三者に漏らしてはならない。

- 6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

第58条 (維持管理・運営等)

乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら、公募対象公園施設の設置許可区域及び特定公園施設のうち維持管理協定で定めた部分について、清掃等を行う。

- 2 乙が甲の所有する特定公園施設を汚損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
- 3 乙が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行うものとする。
- 4 乙は、設置許可及び管理許可区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるように十分に配慮するものとする。

第59条 (安全対策及び事故、災害等への対応)

乙は、本事業の実施にあたり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、本公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何に関わらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

第60条 (行為の制限)

乙は、乙が所有する公募対象公園施設及び、管理を行う特定公園施設において、次に定める行為を行いまたは第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利

益となる活動を行う者の活動

(6) 上記の他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

第 61 条 (私権の制限)

乙は、本協定に基づく権利並びに許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供することはできない。

2 乙は、乙が所有する公募対象公園施設の所有権を、第三者に譲渡することはできない。

ただし、複数の団体により構成されるグループで応募する場合の構成団体は除く。

3 乙は、乙が所有する公募対象公園施設について抵当権その他の権利を設定し、構成団体以外の第三者に譲渡もしくは移転等し、または担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。

5 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、または侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

第 62 条 (第三者の使用)

乙は、乙が所有する公募対象公園施設を第三者に賃貸する場合においては、契約内容について事前に甲に確認の上、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとるものとする。なお、貸借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(1) 借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

(2) 契約期間は、第 4 条に定める事業期間以内とする。

(3) 貸借人に本協定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。

(4) 甲が許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体又は公共的団体によって公用又は公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに貸借人との契約を解除する。

(5) 貸借人が、賃貸借契約によって生じる権利を第三者へ譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。

(6) 貸借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。

2 乙は、貸借人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者（以下「暴力団員等」という。）であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

第 63 条 （委託の禁止等）

乙は、本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。
- 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する場合
 - (2) 応募登録申込書の受付日から、基本協定の締結までの期間に、本市から指名停止を受けている場合
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合
 - (4) 市町村税を滞納している場合
 - (5) 消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - (6) 暴対法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または、法人でその役員に暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する場合

第 9 章 事業実施にあたっての負担区分

第 64 条 （リスク分担及び 不可抗力による損害等）

乙は、本協定締結日の後に不可抗力により、本協定又は認定計画に示された条件に従って本事業を行うことができなくなった場合、若しくは本協定の履行のために費用が増加すると判断した場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。また、乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 甲が乙から、第 1 項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 4 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本協定の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知

し、乙はこれに従い本事業を継続する。

- 5 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別表のリスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び当リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定する。
- 6 乙は、いかなる場合においても、甲に対し営業補償、休養補償を請求することができない。

第 65 条 (損害賠償等)

甲が第 72 条第 1 項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

第 66 条 (第三者に与えた損害)

乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、または第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、またはその損害を賠償しなければならない。

第 67 条 (地震等による損害)

甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責めに帰すことの出来ない事由によって乙が被った損害については、賠償する責めを負わない。

第 10 章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

第 68 条 (事業の報告及び評価)

乙は、第 28 条第 3 項に定めた特定公園施設維持管理計画書及び第 50 条第 2 項に定めた公募対象施設管理運営計画書を会計年度ごとに作成して、前年度の 2 月末日までに、甲へ提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に基づく管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後 40 日以内に甲へ提出しなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。
- 3 甲は、必要に応じ、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
 - (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。
 - (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
 - (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理が適切に行われていたか。

第 69 条 (事業内容の変更、一時中止等)

社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は、一時中止する

必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
- 3 甲は、乙が本協定、設置許可等の条件、その他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

第70条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

乙は、本事業の実施に当たり、暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届け出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届け出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届け出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 協定の解除等

第71条 (甲による協定の解除等)

甲は、第68条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第4条の事業期間にかかわらず、設置許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定第29条及び第36条に基づく管理許可（設置許可を含む）及び56条に基づく占用許可、その他関係法令に違反する行為を行った場合その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会計整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 乙が、監督官庁より営業取消し若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (7) 乙又はその構成員が、暴力団員等であることが判明した場合

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損

害賠償その他金銭の支払を求めることができない。

第72条 (甲乙の合意による協定の解除等)

乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と乙は協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求められない。
- 3 本協定締結後、乙の責めによらない天災地変などの不可抗力により、乙の所有する公募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意の上本協定を解除することができる。この場合、甲は既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。

第73条 (協定の解除等の公表)

甲は、第70条第3項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第72条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

- 2 前項の場合において、第72条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

第12章 原状回復の義務

第74条 (原状回復の義務)

乙は、公募対象公園施設の営業終了日または本協定の解除日から6月以内に、事業区域及び乙の責めにより汚損若しくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、甲が新たに事業を実施する場合においては、事業期間の満了日または本協定の解除日から6月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用（必要な調査や法令等の手続きも含む）は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。

- (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
- (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
- (5) 乙は、原状回復工事が完了した場合、速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項第5号の報告を受けた場合、完了検査を実施するものとする。
- 5 完了検査の結果、原状回復工事が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 6 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 7 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行うことができる。この場合において、甲は原状回復にかかる費用につき第49条第1項の保証金を充当することができる。保証金を充当してもなお不足額が生じる場合は、甲は、乙にこれを請求することができる。
- 8 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 9 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 10 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第13章 補則

第75条 (届出義務)

乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

- (1) 代表企業及び構成員を変更した場合
- (2) 代表企業及び構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (3) 代表企業及び構成員が銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 代表企業及び構成員が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 代表企業及び構成員が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じまたは第三者に損害を与えた場合

- (6) 代表企業及び構成員が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (7) 代表企業及び構成員の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失または毀損した場合

第76条 (著作権の使用)

甲は、設計図書について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書を次の次号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 設計図書を公表すること。
 - (2) 設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第77条 (特許権等の使用)

乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

第78条 (協定上の地位の譲渡)

乙は本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、もしくは担保提供その他の処分をしてはならない。

第 79 条 (秘密保持)

甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

4 乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

第 80 条 (個人情報の保護)

乙は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び那覇市情報公開条例(平成 26 年 3 月 27 日条例第 26 号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 81 条 (計算単位)

本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

第 82 条 (通知先)

本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

第 83 条 (管轄裁判所)

本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判

所とする。また、本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

第 84 条 （補則）

本協定に規定のない事項または本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

- 2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○

代表企業

代表取締役

(共同事業体で応募の場合)

構成員

代表取締役

別表 リスク分担表

リスクの種類	内容		負担者	
			那覇市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合			○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ			○
金利	設置等予定者決定後の金利変動			○
不可抗力	本市及び認定計画提出者のいずれの責にも帰すことができず、また提案段階において想定しえない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷などの自然災害※1、戦争・暴動その他の人為的な事象による施設の損害及び疾病や感染症等による損害	特定公園施設	譲渡前	○
			譲渡後	協議事項
		公募対象公園施設		○
地中埋設物	地中埋設物等の撤去工事の実施			○
	費用分担			○
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期		○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			○
申請コスト	申請費用の負担			○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減			○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
運営費の増大	本市以外の要因による運営費の増大		○	○
	本市の責による運営費の増大		○	○
施設の修繕等 (公募対象公園施設)	施設、機器等の損傷			○
施設の修繕等 (特定公園施設)	施設、機器等の損傷	譲渡前		○
		譲渡後	○	
債務不履行	本市による協定内容の不履行		○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの			○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項			○
	施設管理上の契約不適合による事項			○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備によるもの			○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の契約不適合並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク			○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- 災害により公募対象公園施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- 特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- 災害発生時に、漫湖公園を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、本市は、認定計画提出者に対して公募対象公園施設の業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。